

## 電子証明書の発行申請等の受付に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成15年政令第408号。以下「政令」という。）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「法」という。）に基づく電子証明書の発行の申請、電子証明書の失効を求める旨の申請及び利用者署名符号の漏えい等があった旨の届出の受付並びに自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の受付に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (電子証明書の発行)

第2条 住民基本台帳に記録されている者が、法第3条第2項及び第22条第2項の規定により、自己の電子証明書の発行を申請する場合は、個人番号カードを添えて「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第1号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口へ提出するものとする。

2 前項に規定する申請書を提出する者が、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合、住所地以外の市区町村（以下「経由地市区町村」という。）を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第1号）を職員が記載することとする。

(1) 法人が、当該事務所、事業所その他これに準ずるものにおいて、2以上の交付申請書を取りまとめたとき。

(2) 申請者／利用者がDV、ストーカー行為等、児童虐待その他これに準ずる行為の被害者で、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、市外に居住しているとき。

(3) 申請者／利用者が発行の申請の日において1歳未満の者（以下「特定年齢未満申請者」という。）であること。ただし、利用者証明用電子証明書の発行の申請に限る。

3 15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人が、第1項に規定する利用者証明用電子証明書の発行を申請する場合は、その法定代理人が申請しなければならない。なお、15歳未満の者又は成年被後見人については、電子署名及び認証業務に関する法律第3条に規定する効果を鑑み、原則署名用電子証明書は発行しない。ただし、法定代理人が同行し、本人及び法定代理人両者の申請の意思が確認できた場合は、この限りではない。

4 市長は、第1項の届出を本人が行うときは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示に

より、当該申請者／利用者の本人性を確認する。

- (1) 次項第1号から第28号に掲げる書類のうち1点
- (2) 第6項第1号から第20号に掲げる書類のうち2点及び規則第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号、同条第2項第2号に規定する回答書（以下「照会回答書」という。）

5 規則第5条第1項第1号、同条第2項第1号、第41条第1項第1号、同条第2項第1号に規定する書類及び市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。なお、顔写真有の書類にあっては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証する。また、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。ただし、第11号に掲げる書類は、交付申請者と第11号に掲げる書類の顔写真の同一性が確認できれば、有効期間満了の日から6月を経過する日までは有効とみなす。くわえて、法定代理人又は任意代理人が第10項、第12項第1号、第3条第5項、同条第6項、第4条第6項、同条第7項、第4条の3第5項、同条第6項第1号又は第6条第3項、同条第4項の規定により第11号の書類を提示する場合は、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することを認める。

- (1) 運転免許証
- (2) 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）
- (3) 旅券
- (4) 身体障害者手帳
- (5) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真有のものに限る。）
- (6) 療育手帳
- (7) 在留カード（顔写真有のものに限る。）
- (8) 特別永住者証明書（顔写真有のものに限る。）
- (9) 一時庇護許可書
- (10) 仮滞在許可書
- (11) 個人番号カード（顔写真有のものに限る。）
- (12) 電気工事士免状
- (13) 無線従事者免許証
- (14) 動力車操縦者運転免許証
- (15) 運航管理者技能検定合格証明書
- (16) 宅地建物取引士証
- (17) 船員手帳
- (18) 戦傷病者手帳
- (19) 海技免状
- (20) 教習資格認定証

- (21) 検定合格証（顔写真有のものに限る。）
- (22) 官公署がその職員に対して発行した身分証明書（顔写真有のものに限る。）
- (23) 猟銃・空気銃所持許可証
- (24) 特種電気工事資格者認定証
- (25) 認定電気工事従事者認定証
- (26) 耐空検査員の証
- (27) 航空従事者技能証明書
- (28) 小型船舶操縦免許証

6 規則第5条第1項第2号、同条第2項第2号、第41条第1項第2号及び同条第2項第2号の規定により市長が適当と認めるものは、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。なお、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。また、第3号、第8号、第9号又は第20号に掲げる住民名義の預金通帳については、書類の提示を受けることが困難であると認められる場合に限り、書類の提示に代えて当該書類に相当するアプリケーションに係る映像面の提示及び映像面の操作を求める措置をとることを認める。

- (1) 前項に規定する書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類
- (2) 個人番号カード（顔写真無のもの。）
- (3) 資格確認書
- (4) 介護保険被保険者証
- (5) 年金手帳
- (6) 各種年金証書
- (7) 恩給証書
- (8) 学生証
- (9) 法人が発行した身分証明書
- (10) 生活保護受給に係る証明書
- (11) 基礎年金番号通知書
- (12) 精神障害者保健福祉手帳（顔写真無のもの。）
- (13) 在留カード（顔写真無のもの。）
- (14) 特別永住者証明書（顔写真無のもの。）
- (15) 警備業法第23条第4項に規定する合格証明書
- (16) 一部負担金相当額等一部助成医療証等官公署が発行した医療費助成又は手当等に係る受給者証
- (17) 母子健康手帳
- (18) 出生証明書
- (19) 出生届出済証明書
- (20) 住民名義の預金通帳、豊中市立図書館の利用者カード、住民票コード通知票、医療機関の診察券、キャッシュカード、クレジットカード、交通機関の定期券、成人識

別ICカード t a s p o、運転経歴証明書（平成24年3月31日までに交付されたもの。）のうち1点

- 7 前2項に掲げる書類の提示を受けたときは、第1項の申請書に当該書類の種類を記録する。
- 8 第5項第11号の書類の提示を受けたときは、暗証番号の照合をし（顔認証カード（電子利用者証明を利用者本人が行ったことの確認方法を目視による顔認証又は機器による顔認証に限定した個人番号カードをいう。以下同じ。）を除く）、当該申請書に記載された基本4情報（旧氏が住民票に記載されている場合は基本4情報及び旧氏、通称が住民票に記載されている外国人住民である場合は基本4情報及び通称）により申請者が住民基本台帳に記録されているか否か及びカードの運用状況を確認する。顔認証カードの提示を受けた場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は、半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認する。
- 9 第4項第2号に規定する照会回答書は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（個人番号カードの交付等に関する要綱（以下「個人番号カード要綱」という。）様式第28号）とし、住民票の住所地へ転送不要郵便により郵送又は市職員により送達するものとする。ただし、個人番号カード要綱第10条の2第1項の届出を行う場合においては、「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請及び電子証明書新規発行／失効申請照会書兼回答書」（個人番号カード要綱様式第23号）とする。
- 10 市長は、第3項の規定により、法定代理人（15歳未満の者並びに成年被後見人の法定代理人及び登記事項証明書の代理行為目録その他資格を証明する書類により代理権を有していると認められる保佐人、補助人並びに任意後見人を含む。以下同じ。）が第1項の申請を行うときは、第4項に掲げる方法により、本人並びに法定代理人の本人性及び15歳未満の者の法定代理人にあつては、市の公簿により確認できる場合を除き、戸籍謄本の提示を受けることにより親権者であることを確認し、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人にあつては、登記事項証明書の代理行為目録その他代理権を証明する書類の提示により代理権を確認する。なお、本籍地が管内であり、市で法定代理人であることの確認ができる場合は、戸籍謄本等の提示を省略することができる。
- 11 第4項又は第10項に掲げる書類の提出により、第1項の申請を受付したときは、自ら暗証番号を設定し、電子証明書を発行する。
- 12 市長は、任意代理人が第1項の申請を行うときは、次の各号に掲げる書類を提出することにより、任意代理人の本人性及び代理権を確認する。
  - (1) 任意代理人の第5項の各号に掲げる書類のうち1点
  - (2) 申請者／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状（次号の文書と書式を統合できる。）
  - (3) 市又は地方公共団体情報システム機構より送付された照会回答書

(4) 暗証番号設定依頼書(封入・封緘又は隠ぺいシールを貼付したもの(顔認証カードを希望する場合を除く))

- 13 前項の規定において、転入届又は転居届等と併せて発行又は更新の申請を、住所異動届、個人番号カードの券面記載事項変更届等の届出日から1か月以内に行う場合であって、当該代理人が申請者/利用者と同じ世帯人であるときは、同項第3号に掲げる書類の提出は不要とする。
- 14 前項に掲げる書類の提出により、第1項の申請を受付したとき又は第2項の規定による申請があったときは、市職員が暗証番号設定依頼書に記載の暗証番号を設定し、電子証明書を発行する。
- 15 第1項の申請書又は第12項第3号に規定する照会回答書の顔認証カード希望欄にチェックがある場合、署名用電子証明書は発行しない。この場合において、市職員が無作為の暗証番号を設定し、利用者証明用電子証明書を発行又は更新後、第4条の3第7項に規定する方法により、顔認証カードへ切替する。
- 16 第1項に規定する申請書を提出し、電子証明書を更新する場合は、第3条第1項に規定する申請書の提出は不要とする。また、第11項及び第14項の暗証番号の設定については、従来の暗証番号を用いるものとする。
- 17 個人番号カード要綱第10条第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項又は第10条の6第1項の届出に伴い、第1項の申請をする場合は、同項の申請書に代えて「個人番号カード券面記載事項変更届 電子証明書新規発行/更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第8号)により、電子証明書を発行する。この場合において、任意代理人が申請するときは、第12項第3号及び第4号に掲げる書類に代えて、個人番号カード要綱第10条第5項第4号に掲げる書類を提出するものとする。
- 18 個人番号カード要綱第10条の2第1項の届出に伴い、第1項の申請をする場合は、同項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請書兼電子証明書新規発行/失効申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第17号)により、電子証明書を発行する。この場合において、任意代理人が申請するときは、第12項第3号及び第4号に掲げる書類に代えて、「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請及び電子証明書新規発行/失効申請照会書兼回答書」(個人番号カード要綱様式第23号)を提出するものとする。
- 19 個人番号カード要綱第10条の3第1項、第10条の7第1項、第10条の8第1項又は第10条の9第1項の届出に伴い、第1項の申請をする場合は、同項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行/失効申請書」(個人番号カード要綱様式第16号)により、電子証明書を発行する。
- 20 個人番号カード要綱第11条第1項の届出に伴い、第1項の申請をする場合は、同項の申請書に代えて「個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書

新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第3号)により、電子証明書を発行する。この場合において、任意代理人が申請するときは、第12項第3号及び第4号に掲げる書類に代えて、個人番号カード要綱第11条第3項に掲げる書類を提出するものとする。

- 21 個人番号カード要綱第14条第1項の届出に伴い、第1項の申請をする場合は、同項の申請書に代えて「個人番号カード一時停止解除届 電子証明書新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第5号)により、電子証明書を発行する。この場合において、任意代理人が申請するときは、第12項第3号及び第4号に掲げる書類に代えて、個人番号カード要綱第14条第5項に掲げる書類を提出するものとする。

(国外転出者に係る電子証明書の発行)

第2条の2 戸籍の附票に記録されている者(国外転出者に限る。以下同じ。)が、法第3条の2第2項において準用する第3条第2項の規定及び法第22条の2第2項において準用する第22条第2項の規定により、自己の電子証明書の発行を申請する場合は、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」(様式第10号)を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所又は在外公館の窓口提出するものとする。

- 2 前条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、戸籍の附票を備える市区町村(以下、「附票管理市町村」という。)以外の市区町村を経由して提出することができる。
- 3 第1項に規定する申請書が、在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があったときは、提出された申請書をもとに、「【国外転出者用】署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書」(様式第10号)を市職員が記載することとする。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の申請について準用する。
- 5 市長は、第1項の申請を本人が行うときは、次の各号に掲げるいずれかの書類の提示により、当該申請者／利用者の本人性を確認する。なお、顔写真有の書類にあっては、当該写真が当該書類を持参した者の顔と一致することを検証する。また、有効期間の定めがあるものは、有効期間内のものに限る。ただし、第1号に掲げる書類は、交付申請者と第1号に掲げる書類の顔写真の同一性が確認できれば、有効期間満了の日から6月を経過する日までは有効とみなす。くわえて、法定代理人が第8項、第3条の2第4項、第4条の2第4項又は第6条の2第4項の規定により第1号の書類を提示する場合は、法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、氏名、住所又は生年月日及び本人の写真に関する電磁的記録を送信する措置により代替することを認める。

- (1) 個人番号カード（顔写真有のものに限る。）
  - (2) 旅券
  - (3) 第2条第5項各号に掲げる書類のうち1点（第3号、第11号の書類を除く）
- 6 前項に掲げる書類の提示を受けたときは、第1項の申請書に当該書類の種類を記録する。
  - 7 第5項の規定により、同項第1号に掲げる書類の提示を受けたときは、暗証番号の照合をし（顔認証カードを除く）、当該申請書に記載された氏名、国外転出（予定）日、生年月日、男女の別により申請者／利用者が戸籍の附票に記録されているか否か及びカードの運用状況を確認する。顔認証カードの提示を受けた場合又は暗証番号の照合に失敗した場合は半導体集積回路に記録された券面事項確認情報と券面記載事項が一致することを確認する。
  - 8 市長は、第4項において準用する前条第3項の規定により、法定代理人が第1項の申請を行うときは、第5項に掲げる方法により、本人並びに法定代理人の本人性及び15歳未満の者の法定代理人にあつては、市の公簿により確認できる場合を除き、戸籍謄本の提示を受けることにより親権者であることを確認し、成年被後見人、保佐人、補助人及び任意後見人にあつては、登記事項証明書の代理行為目録その他代理権を証明する書類の提示により代理権を確認する。なお、本籍地が管内であり、市で法定代理人であることの確認ができる場合は、戸籍謄本等の提示を省略することができる。
  - 9 第5項又は前項に掲げる書類の提出により、第1項の申請を受付したときは、自ら暗証番号を設定し、電子証明書を発行する。
  - 10 第1項の申請書において顔認証カード希望欄にチェックが付いている場合、前条第15項の規定を準用する。
  - 11 市長は、第1項に規定する申請書が、在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があつたときは、市職員が暗証番号設定依頼書に記載の暗証番号を設定し、電子証明書を発行する。
  - 12 第3条の2第8項の規定により、一時保留状態の電子証明書を失効したときは、第1項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード一時停止解除届兼電子証明書新規発行／失効申請書」（個人番号カード要綱様式第14号）により、電子証明書を発行する。
  - 13 個人番号カード要綱第10条の3に規定する個人番号カードの券面記載事項の変更に伴い、第1項の申請をするときは、同項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード券面記載事項変更届兼電子証明書新規発行／失効申請書」（個人番号カード要綱様式第16号）により、電子証明書を発行する。

（電子証明書の失効）

第3条 住民基本台帳に記録されている者が、法第9条第2項並びに法第10条第2項において準用する法第3条第2項の規定及び法第28条第2項並びに法第29条第2項に

において準用する法第22条第2項の規定により、電子証明書の失効又は秘密鍵の漏えい等があった旨を届け出る場合は、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」（様式第3号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口提出するものとする。

- 2 第2条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、経由地市区町村を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」（様式第3号）を市職員が記載することとする。
- 3 15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人が、第1項に規定する利用者証明用電子証明書の失効を申請する場合は、その法定代理人が届出なければならない。
- 4 第1項の届出を行うときは、第2条第4項から第8項までの規定を準用する。
- 5 第1項の届出を法定代理人が行うときは、第2条第10項の規定を準用する。
- 6 第1項の届出を任意代理人が行うときは、第2条第12項（第4号に規定する書類を除く）の規定を準用する。
- 7 第4項において準用する第2条第4項第2号に規定する照会回答書は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（個人番号カード要綱様式第28号）とし、住民票の住所地へ転送不要郵送又は市職員により送達する。
- 8 第4項から第6項において準用する第2条第4項から第8項、第10項及び第12項に規定する書類の提出により、第1項の届出を受付したとき又は第2項の規定による届出があったときは、個人番号カード又はその他電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の提出を求め、失効する電子証明書を特定し、当該電子証明書を失効させる。
- 9 個人番号カードの紛失・廃止に伴い電子証明書の失効を届け出る場合は、前8項の規定に関わらず、「通知カード個人番号カード紛失・廃止届」（個人番号通知書及び通知カードの手順に関する要綱（以下、「個人番号通知書要綱」という。））（様式第4号）と兼ねることができる。このとき、当該届出の受理をもって、電子証明書を失効させる。
- 10 個人番号カードの返納に伴い電子証明書の失効を届け出る場合は、第1項から第8項までの規定に関わらず「通知カード個人番号カード返納届」（個人番号通知書要綱様式第6号）と兼ねることができる。このとき、当該届出の受理をもって、電子証明書を失効させる。
- 11 個人番号カード要綱第10条の2に規定する個人番号カードの継続利用を行う者が、第1項の届出をする場合は、同項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード国外継続利用申請書兼電子証明書新規発行／失効申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（個人番号カード要綱様式第17号）により、電子証明書を失効させる。
- 12 個人番号カード要綱第11条第1項の届出に伴い、第1項の届出をする場合は、同項

の申請書に代えて「個人番号カード 在留期間更新に伴う有効期間変更申請書 電子証明書 新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（個人番号カード要綱様式第3号）により、電子証明書を失効させる。この場合において、任意代理人が申請するときは、第6項において準用する第2条第12項第3号に掲げる書類に代えて、個人番号カード要綱第11条第3項に掲げる書類を提出するものとする。

- 13 個人番号カード要綱第14条第1項の届出に伴い、第1項の届出をする場合は、同項の申請書に代えて「個人番号カード一時停止解除届 電子証明書新規発行／失効／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（個人番号カード要綱様式第5号）により、電子証明書を失効させる。この場合において、任意代理人が申請するときは、第6項において準用する第2条第12項第3号に掲げる書類に代えて、個人番号カード要綱第14条第5項に掲げる書類を提出するものとする。

（国外転出者に係る電子証明書の失効）

第3条の2 戸籍の附票に記録されている者が、法第9条第3項において準用する法第3条の2第2項において読み替えて準用する法第3条第2項の規定及び法第28条第3項において準用する法第22条の2第2項において読み替えて準用する法第22条第2項の規定により、電子証明書の失効又は秘密鍵の漏えい等があった旨を届け出る場合は、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」（様式第11号）を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所又は在外公館の窓口に提出するものとする。

- 2 第2条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出することができる。
- 3 第1項に規定する申請書が在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があったときは、提出された申請書をもとに、「【国外転出者用】署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 失効申請／秘密鍵漏えい等届出書」（様式第11号）を市職員が記載することとする。
- 4 第1項の申請を本人又は法定代理人が行うときは、第2条の2第5項から第8項までの規定を準用する。
- 5 前項において準用する第2条の2第5項から第8項までに規定する書類の提出により、第1項の届出を受付したときは、申請者／利用者又は法定代理人に個人番号カード又はその他電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の提出を求め、失効する電子証明書を特定し、当該電子証明書を失効させる。
- 6 個人番号カードの返納に伴い電子証明書の失効を届け出る場合は、前5項の規定に関わらず「【国外転出者用】個人番号カード返納届」（個人番号カード要綱様式第19号）と兼ねることができる。このとき、当該届出の受理をもって電子証明書を失効させる。

- 7 個人番号カードの紛失・廃止に伴い電子証明書の失効を届け出る場合は、第1項から第5項までの規定に関わらず「【国外転出者用】個人番号カード紛失・廃止届」（個人番号カード要綱様式第18号）と兼ねることができる。このとき、当該届出の受理をもって電子証明書を失効させる。
- 8 個人番号カード要綱第14条の2に規定する個人番号カードを発見した旨の届出に伴い、第1項の届出をするときは、同項の申請書に代えて「【国外転出者用】個人番号カード一時停止解除届兼電子証明書新規発行／失効申請書」（個人番号カード要綱様式第14号）により、一時保留状態である電子証明書を失効させる。

（電子証明書の暗証番号変更・再設定）

- 第4条 住民基本台帳に記録されている者が、電子証明書の暗証番号の変更又は再設定を申請する場合は、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第1号）を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口提出するものとする。
- 2 第2条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、経由地市区町村を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに、「署名用電子証明書／利用者証明用電子証明書 新規発行／更新申請書 個人番号カード・電子証明書 暗証番号変更・再設定申請書」（様式第1号）を市職員が記載することとする。
  - 3 顔認証カードを、電子証明書の暗証番号の照合及び当該照合を必要とする処理を実施できる状態にする場合は、第1項に規定する申請書を提出し、電子証明書の暗証番号を再設定する。
  - 4 15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人が、第1項に規定する利用者証明用電子証明書の変更又は再設定を申請する場合は、その法定代理人が申請しなければならない。
  - 5 第1項の届出を行うときは、第2条第4項から第8項までの規定を準用する。
  - 6 第1項の届出を法定代理人が行うときは、第2条第10項の規定を準用する。
  - 7 第1項の届出を任意代理人が行うときは、第2条第12項の規定を準用する。
  - 8 第5項において準用する第2条第4項第2号に規定する回答書は、「個人番号カード・電子証明書の各種手続きに係る照会回答書兼委任状」（個人番号カード要綱様式第28号）とし、住民票の住所地へ郵送又は市職員により送達する。
  - 9 第5項、第6項において準用する第2条第4項から第8項及び第10項に規定する書類の提出により、第1項の申請を受付したときは、自ら電子証明書の暗証番号を変更又は再設定する。なお、変更する場合にあっては、従来の電子証明書の暗証番号も入力しなければならない。
  - 10 第7項において準用する第2条第12項の規定により、第1項の申請を受付したとき

又は第2項の規定による申請があったときは、市職員が暗証番号設定依頼書に記載の暗証番号を変更又は再設定する。

- 11 前2項の規定により、顔認証カードの電子証明書の暗証番号を再設定し、電子証明書の暗証番号の照合及び当該照合を必要とする処理を実施できる状態にしたときは、追記欄に記載されている「顔認証」、交付の年月日及び職印に取り消し線を引き、取り消し線に重ねて職印を押すこととする。

(国外転出者に係る電子証明書の暗証番号変更再設定)

第4条の2 戸籍の附票に記録されている者が、電子証明書の暗証番号の変更又は再設定を申請する場合は、個人番号カードを添えて「【国外転出者用】個人番号カード／電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第13号)を市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所又は在外公館の窓口提出するものとする。

- 2 第2条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出することができる。
- 3 第1項に規定する申請書が、在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があったときは、提出された申請書をもとに、「【国外転出者用】個人番号カード／電子証明書暗証番号変更・再設定申請書」(個人番号カード要綱様式第13号)を市職員が記載することとする。
- 4 第1項の申請を本人又は法定代理人が行うときは、第2条の2第5項から第8項までの規定を準用する。
- 5 前項において準用する第2条の2第5項から第8項までに規定する書類の提出により、第1項の申請を受付したときは、自ら電子証明書の暗証番号を変更又は再設定する。なお、変更する場合にあっては、従来の電子証明書の暗証番号も入力しなければならない。
- 6 第1項に規定する申請書が、在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があったときは、市職員が暗証番号設定依頼書に記載の暗証番号に再設定する。

(顔認証カードの設定等)

第4条の3 住民基本台帳に記録されている者(特定年齢未満申請者を除く)が、交付時来庁方式により顔認証カードの交付を希望する場合又は顔認証カードへの設定切替を申請する場合は、「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」(個人番号カード要綱様式第10号)を市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口提出するものとする。ただし、個人番号カード交付通知書を持参している場合は、当該申請書に代えて、当該交付通知書に「いずれの暗証番号も設定しない」旨の記載をすることにより、申請を受け付けることができる。

- 2 第2条第2項第1号又は第2号いずれかに該当する場合、前項に規定する申請書を、

経由地市区町村を経由して提出することができる。このとき、経由地市区町村で提出された申請書をもとに、「暗証番号の設定を希望しない旨の申請書」（個人番号カード要綱様式第10号）を市職員が記載することとする。

- 3 15歳未満の者又は成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは任意被後見人が、第1項に規定する顔認証カードの交付を希望する場合又は顔認証カードへの設定切替を申請する場合は、その法定代理人が申請しなければならない。
- 4 第1項の申請を行うときは、第2条第5項から第8項までの規定を準用する。
- 5 第1項の申請を法定代理人が行うときは、第2条第10項の規定を準用する。
- 6 第1項の申請を任意代理人が行うときは、次の各号に掲げる書類を提出することにより、任意代理人の本人性及び代理権を確認する。
  - (1) 任意代理人の第2条第5項の各号に掲げる書類のうち1点
  - (2) 申請書／利用者本人の署名又は記名押印がある委任状
- 7 前3項に規定する書類の提出により、第1項の申請を受付したときは、市職員が無作為の番号で利用者証明用電子証明書の暗証番号を設定した後、ロック状態とする。この際、有効な署名用電子証明書の失効を求める旨の申請があったものとして、当該署名用電子証明書を失効させる。また、表面の記載欄に「顔認証」と明記し年月日を記載してこれに職印を押した上で返却する。
- 8 第2条第1項に規定する申請書を提出し、顔認証カード希望欄にチェックが付いている場合は、第1項に規定する申請書に代えて顔認証カードへ切替することができる。
- 9 戸籍の附票に記録されている者（特定年齢未満申請者を除く）が、交付時来庁方式により顔認証カードの交付を希望する場合又は顔認証カードへの設定切替を申請する場合は、個人番号カード要綱第17条第6項及び第7項の規定を適用する。

（電子証明書の一時保留）

- 第5条 電子証明書を格納した個人番号カードの紛失等により、電子証明書を一時保留する場合は、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）への電話により申請する。
- 2 住民基本台帳に記録されている者の紛失した個人番号カードが後日発見された場合、前項の規定により一時保留状態となった電子証明書を失効させる必要があるため、第3条に規定する方法で失効させる。あわせて必要に応じて、新たな電子証明書の発行申請を求め、第2条に規定する方法で発行する。
  - 3 戸籍の附票に記録されている者の紛失した個人番号カードが後日発見された場合、第1項の規定により一時保留状態となった電子証明書を失効させる必要があるため、第3条の2に規定する方法で失効させる。あわせて必要に応じて、新たな電子証明書の発行申請を求め、第2条の2に規定する方法で発行する。

(自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求の手続)

第6条 住民基本台帳に記録されている者が、政令第26条第2項の規定により、自己の認証業務情報の開示を請求する場合は、「認証業務情報開示請求書」(様式第7号)を、政令第29条第2項の規定により、開示を受けた自己の認証業務情報の訂正等を請求する場合は、「認証業務情報訂正請求書」(様式第8号)を、市民課、庄内出張所又は新千里出張所の窓口提出するものとする。

- 2 第1項の申請を行うときは、第2条第4項から第8項までの規定を準用する。
- 3 第1項の申請を法定代理人が行うときは、第2条第10項の規定を準用する。
- 4 第1項の申請を任意代理人が行うときは、第2条第12項(第4号に規定する書類を除く)の規定を準用する。
- 5 第2項において準用する第2条第4項に規定する照会回答書は、「認証業務情報開示請求/訂正請求照会書兼回答書」(様式第9号)とし、住民票の住所地へ郵送又は市職員により送達する。
- 6 第2項から第4項において準用する第2条第4項から第8項までに規定する書類の提出により、第1項の請求を受付したときは、同項に規定する申請書を、J-LISへ特定記録郵便で送付する。

(国外転出者に係る自己の認証業務情報の開示請求及び訂正等の請求)

第6条の2 戸籍の附票に記録されている者が、政令第26条第2項の規定により、自己の認証業務情報の開示を請求する場合は、「【国外転出者用】認証業務情報開示請求書」(様式第12号)を、政令第29条第2項の規定により、開示を受けた自己の認証業務情報の訂正等を請求する場合は、「【国外転出者用】認証業務情報訂正請求書」(様式第13号)を、市民課、庄内出張所若しくは新千里出張所又は在外公館の窓口提出するものとする。

- 2 第2条第2項各号に掲げるいずれかに該当する場合、前項に規定する請求書を、附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出することができる。
- 3 第1項に規定する申請書が、在外公館又は附票管理市区町村以外の市区町村を経由して提出があったときは、提出された申請書をもとに、「【国外転出者用】認証業務情報開示請求書」(様式第12号)又は「【国外転出者用】認証業務情報訂正請求書」(様式第13号)を、市職員が記載することとする。
- 4 第1項の申請を本人又は法定代理人が行うときは、第2条の2第5項から第8項までの規定を準用する。
- 5 前項において準用する第2条の2第5項から第8項までに規定する書類の提出により、第1項の請求を受付したときは、同項に規定する請求書を、J-LISへ特定記録郵便で送付する。

(申請書の保存)

第7条 第2条第1項、第2条の2第1項に規定する申請書は、受理した日から15年間保存するものとする。

2 第3条第1項、第3条の2第1項、第4条の2第1項に規定する申請書、第6条第1項、第6条の2第1項に規定する請求書は、受理した日から10年間保存するものとする。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月4日から実施する。
- 2 この要綱の制定に伴い、電子証明書の発行の申請等の受付に関する要綱（平成16年1月29日施行）を廃止する。
- 3 この要綱は、平成30年8月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和元年11月5日から実施する。
- 5 この要綱は、令和3年4月1日から実施する。
- 6 この要綱は、令和5年5月11日から実施する。
- 7 この要綱は、令和6年3月26日から実施する。
- 8 この要綱は、令和6年5月27日から実施する。
- 9 この要綱は、令和6年12月2日から実施する。
- 10 この要綱は、令和7年6月2日から実施する。
- 11 この要綱は、令和7年7月4日から実施する。
- 12 この要綱は、令和8年1月5日から実施する。
- 13 この要綱は、令和8年5月26日から実施する。